

事務連絡
令和3年3月4日

建設業者団体の長様

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課長

強風などの荒天時等における安全確保について

平素は、建設業行政の推進にあたり、ご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

令和3年3月2日、線路脇のビル建設現場の足場が崩れ、隣接する東急東横線に倒壊する事故が発生しました。

建設工事における公衆災害防止対策については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付け国土交通省告示496号）により、周知しているところです。強風など荒天時等の対応に関しては、「工事着手前に強風等における作業中止基準を定めておくとともに、中止時の仮設物構造物、資材等の具体的な措置について定めておく」こととしております。

公衆災害防止の観点から、貴会員企業等に対しまして、改めて「公衆災害防止対策要綱」の周知をお願いするとともに、関係法令等に基づき、工事の安全確保に必要な対策を講じて頂きますよう周知をお願いいたします。